

(資料提供)
令和元年6月24日
課名 食品生活衛生課
担当者 中村
電話 082-513-3104
内線 3102

食中毒警報の発令について

本日（令和元年6月24日（月））午前10時、県内全域に食中毒警報を発令しました。

【お願い】

高温多湿な日が続いており、食中毒が発生しやすい気象条件になっていますので、「手洗いの励行、食品の十分な加熱」など食中毒予防の呼びかけをお願いします。食中毒予防のために県ホームページ（家庭における食中毒予防のポイント）を参考にしてください。

県ホームページアドレス <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/58/point-katei.html>
トップページ > くらし・環境 > 食の安全・安心 > 食中毒 > 家庭における食中毒予防のポイント

【参考】

1 食中毒警報発令要領（抜粋）

(1) 目的

県民及び食品関係業者に食中毒予防の注意を喚起するため、食中毒警報（以下「警報」という。）を発令する。

(2) 実施期間

6月1日から10月31日まで

(3) 警報の発令基準

大阪管区広島地方气象台で観測された各日の気象条件（最高気温、平均気温、最大湿度、平均湿度）の前3日間の平均した数値を用い、次の式によって計算した値が原則として「0.0550」以上となったとき発令する。

$$-2.4998 + (0.1456 \times \text{最高気温}) + (0.0096 \times \text{最大湿度}) - (0.0326 \times \text{不快指数})$$

2 今回の発令に至った実測値

	前 3 日 間 平 均				不快指数	判 別 値 (0.0550 以上)
	気 温 (°C)		湿 度 (%)			
	平 均	最 高	平 均	最 大		
6月24日	23.5	28.7	59	71	70.6	0.0590

3 過去の発令期間中の広島県内（保健所設置市を含む）の集団食中毒発生状況

	警報発令日数	事件数	有症者数	発令期間
平成30年度第1号	100日	1件	30名	6月18日～9月26日
平成29年度第1号	93日	4件	68名	6月21日～9月22日
平成28年度第1号	113日	5件	114名	7月4日～10月25日

(集団食中毒：有症者数が6名以上の食中毒)

本日午後2時に 懸垂幕「食中毒警報発令中」を県庁正面に掲示します。
(※天候により中止する場合があります。)

食中毒予防の 3原則 できていますか？



つ
け
な
い



低温で保存する

ふ
か
さ
な
い



十分な加熱

か
じ
う



食中毒予防月間

7月1日-8月31日